

WHOパンデミック協定(仮称)の交渉:第78回WHO総会決議の骨子

- WHO憲章第19条に基づき、「WHOパンデミック協定」(仮称)(注:決議案に添付される協定本体)を採択する。(主文1)
- 協定は、第12条に規定する附属書が採択された後、署名のため開放される。(主文3)
- 政府間作業部会(IGWG)を設置する。(主文9)
 - IGWGは、最優先事項として、協定第12条に規定する附属書について交渉し、第79回WHO総会に結果を提出する。(主文9(1))
 - IGWGは、附属書の作成後、協定の実施に向けた準備作業として、一定の事項(※)の検討を行う。(主文9(1)、(2))

(※締約国会議(COP)の手続規則、財務規則及び初会計年度の予算案、協定第13条に規定するグローバル・サプライチェーン及び物流ネットワークの仕組み・機能等、協定第21条に規定する締約国の報告義務の具体化、協定第19条に規定する協定の効果的实施促進のためのメカニズム策定等)

- IGWGの初回会合は2025年7月15日までに開催し、議長団(共同議長2名及び副議長4名)の選出、作業計画の決定等を行う。IGWGは、初回COPの前に任務を終了する。(主文10)
- 各国は、附属書のテキスト提案を、第2回IGWG会合までに提出する。(主文11)
- IGWGは加盟国主導の協議体とし、加盟国の要請に応じ、技術的な見地から専門家の見解・助言を求めることができる。(主文12)
- WHO事務局長は、今後の作業に必要な支援等を提供する。(主文15)